令和2年4月15日

関係各位

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　香川県知事　浜田　恵造

新型コロナウィルス感染症対策の取組みについて

　４月７日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、国から、東京都などの7地域を対象とする新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言が発令されました。

　本県でも、日々、新たな感染が確認されており、香川県内の状況は、極めて厳しい段階に移ったと言わざるを得ません。

ここで、感染の拡大を何とか食い止めるためには、県民の皆様に、香川県が「緊急事態」となったということを、認識いただかなければなりません。

このため、４月１４日に、「香川県緊急事態」を宣言しました。

この宣言は、先述の新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言ではなく、県民の皆様の行動を変えていくための私からのお願いですが、貴職におかれましては、宣言の趣旨をご理解いただき、別添「香川県緊急事態」宣言及び４月７日に発出した「香川県知事から県民の皆様へのメッセージ」における御協力をお願いします。

　つきましては、職場等における感染拡大を防止するため、会員企業等に対し、職場内においても「三つの密」を避けることとともに、事業場内及び通勤・外勤時の感染防止のための行動（手洗い、咳エチケット等）の徹底、在宅勤務（テレワーク）や時差通勤、自転車通勤の積極的な活用、事業場の換気等の励行、発熱等の風邪症状が見られる労働者への出勤免除（テレワークの指示を含む。）や外出自粛勧奨、出張による移動を減らすためのテレビ会議の利用等を強力に呼びかけるほか、繁華街の接客を伴う飲食店等への外出自粛についても、強く促すようお願い申し上げます。